

## 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(平成十一年七月三十日法律第百十七号)

### 附 則 抄

( 検 討 )

第二条 政府は、少なくとも三年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。